

日本道德教育方法学会倫理綱領

制 定 2019年6月9日

(制定の趣旨)

第1条 日本道德教育方法学会は、道德教育研究の担うべき社会的責任に鑑み、会則第2条の定めに従い本学会の目的を達成するために、この倫理綱領を制定する。

(基本原則)

第2条 日本道德教育方法学会会員（以下、「会員」という。）は、研究の実施、研究成果の公表において、つねに研究倫理を尊重しなければならない。

(研究の実施と公表にともなう責任)

第3条 会員は、研究によって得られたデータ、情報、調査結果などを改竄、捏造してはならない。

(公表時における著作権侵害等の禁止)

第4条 会員は、他者の知的成果、著作権を侵害してはならない。盗用（自己盗用を含む）、二重投稿、ならびに同一内容の複数回発表をしてはならない。

(情報提供者への配慮)

第5条 会員は、情報提供者を得て研究を行う場合には、情報提供者（ないしその保護責任者）の人格とプライバシーに配慮して、これらの人々の名誉や社会的地位を損なわないようにしなければならない。

(情報提供者への説明責任)

第6条 会員は、あらかじめ当該者（ないしその保護責任者）に対して、研究目的、研究内容などを十分に説明し、同意・了解を得ることが必要である。また、情報提供者（ないしその保護責任者）が、研究過程の途中で協力を中止できることを、あらかじめ説明しておく必要がある。

(研究によって得られた情報等の秘密保持)

第7条 会員は、研究によって得られた情報の管理に留意し、その機密性を保持しなければならない。また、情報提供者を伴う研究の場合、その研究によって得られた情報、データ等は、同意・了解を得た目的以外に使用してはならない。

(研究倫理の徹底に関する学会の責任)

第8条 日本道德教育方法学会は、この倫理綱領の徹底に努めるとともに、社会通念や関連諸法規の変化にも対応すべく、継続的な努力を払うものとする。